



南のかぜだより

第2号

発行日 平成28年1月吉日

発行 特定非営利活動法人

ソーシャルネット南のかぜ



新春のお慶びを 申し上げます



新年を迎え今年も良い年でありますよう心よりご挨拶申し上げます。

南のかぜは、本年4月で2歳を迎えることとなります。

引き続き地域で「安心できる成年後見制度」を目標に法人活動してまいります。そのための様々な取り組みをこれからも一丸となって進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。人生には支えが必要な時があり、その一つの支えに後見の途があります。後見の道には「あんしん」が付き添って歩みます。そのあんしんに付き添える法人、後見に携われる法人になって一人でも二人でも地域の人々に付き添えることが使命と考えております。これからもそのためには何をなすべきか、地域の人々に教えて頂きながら、権利の擁護の実践を研鑽して参ります。

最後になりましたが、皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げます。

理事長 長田さかゑ



今年注目すること!!

~~マイナンバー詐欺に注意~~



- 1、行政機関の職員が電話や訪問でマイナンバー制度の説明をすることはありません。電話詐欺が増えています。
※不審な電話はすぐ切る/訪問は断る
- 2、総務省や各自治体がマイナンバーについてメールでお知らせや問い合わせをすることもありません。
※個人情報教えない/不審なメールは削除・開かない
- 3、心配なことが起こったら、家族、消費者センター、警察にすぐに相談してください。

平成27年度 会員連絡会実施

4月22日(水) 6月14日(日) 10月28日(水) 12月18日(金)
会員との事例報告や検討会を行いました。

毎回夜の集まりなので、軽食を準備し、交流を深め、事業について話し合います。又、12月には連絡会后、忘年会を開きました。

今年度は新しいメンバーが5人と1団体の加入がありました。

※随時 会員募集中。興味のある方はお問い合わせください。



法律事例検討会（会員限定）

日時：毎月金曜日 13時30分

場所：ソーシャルネット南のかぜ

内容：理事で弁護士の小田泰機先生に法律問題の悩みや疑問について助言を頂いております。

講座やイベントに参加して頂いた会員の皆様に感想文を書き頂きました。
(敬称略)

ライフノート

日野青い鳥福祉会で2回(7/13 8/24)出張講座を開きました。



「ライフノート」感想

今回の「ライフノート」についての勉強は、自分の事を改めて考える良い機会になりました。どうしても主婦は、家事や家族の心配事に追われ、毎日があっという間に過ぎて行ってしまいます。自分の事はつい後回しになってしまいがちです。ノートを見ながら書いておいた方が良いなと思う事や、逆に自分には書いて残したくない事もあると思う事がありました。原籍の事はとても参考になりました。子供の事も少ないので親族表も簡単に書きました。でも、親族表を眺めるとお付き合いの無くなつてしまっている親戚も多く、少し複雑な気持ちでした。「私のこと」の表を書いていくと、普段からの家族とのコミュニケーションがいかにか大事か痛感しました。自分の家族としては、息子夫婦の一家と娘のY子です。私はいろいろ知っておいてもらいたいのは、結局は息子夫婦だけになります。私に関する事イコ

ル家の事情とY子の事に尽きます。子供も、家庭を持ち独立すると、なかなか話し合う機会が少なくなってしまうので、なるべく話しておかなければと思いました。「私のいざという時のために」と「財産」の欄はある程度書いておくと良いと思いましたが、ただ、自分が亡くなった後からの事は、自分の希望を残すよりも後の人に任せたいという気持ちです。

これは、私の今までの体験から思う事で、残された人の考えと、事情で選び決める方が、気持ちが楽なような気がします。そんな思いが巡った「ライフノート」でした。「ライフノート」その2は子供にとって支援のあり方、繋がりの大切さを再認識しました。ソーシャルマップを記入してみると、なんと狭い範囲にしか支援の輪が無い事か。場所・入所施設、親の会の活動・交流の大切さを思いました。

私達は、自分の老後と子供の老後の心配をしなければなりません。1回目に、任意後見の契約について、少しお話がありました。身寄りのない方についてですが、障害のある子供を持つ親の私達の場合には、どのようになるのか、詳しく知りたかったと思います。また障害者個人の生活を考えると親亡き後、成年後見人の存在の大きさは重大だと感じます。最近後見人の不

権利擁護講座

市民後見人を対象とする
一般市民、会員から作成、準備・申立書の実際、後見活動の連続講座です。

権利擁護講座を受講して

日野市障害者生活・就労支援センター「くらしごと」で「南のかぜ」を紹介していただき、受講を決めました。

娘に知的障害があり、将来は法人後見をお願いしよう、その輪の中で自分達（親達）も他の子等を見守りながら成年後見活動ができるようになれば、そして将来親亡き後は次の世代の親達に後見を託すことが出来るようになるれば、との思いがあつてのことです。2年程前、同じ思いで某大学主催の市民後見人養成講座を受講。講義、施設実習等盛り沢山の内容でしたが、終了後、実践訓練の受け入れ先がありません

正事件が世間を騒がすようになつて、私達親は不安が大きくなつていきます。今回、法人としての後見人についてお話しをお聴きしたかったとも思いますが、何より地元と云えるほど近くに「南のかぜ」さんが、設立され心強く思っています。 福永啓子

受講したものの、その先が無いまま月日が経つのは早く、日々忘れていくばかり、今動かなければという思いが募っていました。受講して印象深かった事が2つありました。第1は事例を基に後見活動の実際の講義がありましたが、法律と活動内容の関連を押さえながら、成年後見活動を身近に感じることができた事でした。第2は親自身で自分達を含め将来をどうして欲しいかを明確にしておく事がより重要だと感じた事でした。

(知的)障害者の親にとって子供の将来を誰にどう託すか、避けては通れない問題です。まだまだ成年後見制度は発展途上と思えますが、これから先、成年後見制度等を利用した道筋を多くの親に周知してもらおう事、学校等に広報の場を作り、皆が知るところで活動の輪を広げる事も大事だと感じています。現在はまだ仕事を持っており、「南のかぜ」の活動にどれくらい参加できるか不安がありますが、少しずつでも経験を積み学んで行けたらと願っています。 小川弘子

新しい家族信託

8月26日 遠先生しを
弁護士英嗣お迎え会
をて、研修会を
開きまし



研修に参加して

今回の研修に参加した理由は、家族信託とはどのような事なのかを知りたく参加しました。金融機関からの勉強会や、研修のお誘いもときどき来ますが、財産、資産の運用等の話が主なのかな？とあまり積極的に聴こうとしませんでした。特定施設、小規模多機能型居宅介護等を運営していますが、ご家族から色々な質問をされることもあり、『知らないので専門家に聞いてください。』との返答をしていました。法定後見制度や任意後見制度はある程度理解しているつもりでいました。委託者が亡くなつたその後の財産はどうなるのだろう。実際は私にはまったく関係ない事ですが、今回の研修で成年後見制度と家族型民事信託とをリンクさせて利用すれば、その家族や、親族にとって安定した資産運用も可能で、「安定した生活の支援と福祉の確保」がより良い事と理解できました。

本人の財産をどのように守るかが委託者本人、親族の意向ではないでしょうか。もっともっと勉強しなければ・・・。

（株）ライトケア 取締役 秋山和夫

障がい者年金

9月30日 社会保険
会員の川敏と
労働士が講師
枝さりがを
なま勉強会し
ました。

障害年金についての感想

ほとんどの参加者は日常生活や仕事を通して身近な問題であるので、難しいと感じたのは私ひとりだったように思いました。あつという間の一時間半でしたが、具体的な仕組みや請求に関しては勿論、基本的な事も知らない事が多く、とても勉強になりました。今後もしも繰り返す機会を作って頂ければと思います。年金額は減り、受給年齢も上がり、本当にもらえるだろうか、破綻するかもなどと不安になることばかりです。特に、成人して年金加入義務がある若者からは「どうせもらえないから払いたくない、入らない」などの声がよく聞かれますが、年金は障害者と遺族になった場合に大きな力となることを知らないからかもしれません。

社会状況が変わり、以前より精神疾患やひきこもりなどで社会復帰できにくくなっている人が増加している事からも、若い世代に年金の重要性を伝える必要を感じました。中高生や若者と関わる活動をしていながら、肝心な事を伝えて来なかったことにハッとしました。お恥ずかしい限りですが、今からでも遅くない、学んだことを忘れずに話していきたいと思えます。大人のひと言が年金未納者を減らすことにつながれば良いと思います。 廣田雅恵

バザー

5月4日、市民に
稲くま参加し
ました。

会員の皆様には、沢山の提供品を頂き、ご協力ありがとうございました。おかげさまで、晴天に恵まれ、多くの方が会場に足を運んでくださいました。初日の参加とあつて、売り上げの方も順調に伸び、昨年以上の成果を上げることができました。売れ筋としては、油、海苔、石鹸、洗剤、タオル、ハンカチ等、普段よく使うものが良く売れました。今年も、そういった経験を活かし、募っていききたいと思えますので、ご協力お願い致します。 事務局

成年後見受任事業

成年後見制度は、本人に代わって「財産管理」や「生活上の支援」を本人の意思を尊重しながら支援する人をつける制度です。

成年後見人受任
終了 1件 継続 2件
新規 5件 準備中 2件
任意後見人受任
新規 2件

市民サポート事業

7月4日、多摩市社会福祉協議会にて、理事の長田が講師として出席、親族後見人を対象とした後見のポイント、参加者からの悩みなど話し合いました。

地域増進に関する事業

8月4日、カローガーデン大塚八王子の施設見学をしました。施設と当法人の連携を考えると、ざつとばらんな交流会の開催を呼びかけました。今年の実現したいと思います。



お電話下さい TEL・FAX 042-379-8485

★ 弁護士による専門相談（有料・予約制）
～遺言・相続・成年後見制度・任意後見制度利用等～
日 時：毎月第2木曜日①13：30～②14：30～
相談料：30分 5000円
場 所：ソーシャルネット南のかぜ事務局

★ 一般相談・随時受付
～福祉・介護保険・障害者総合支援法・成年後見制度・権利擁護に関する事～
初回2時間無料（事務局相談・訪問相談（要予約）・電話相談含）

《一口メモ》

七草粥の作り方
うるち米にもち米を加え粥にします。細かく刻んだ七草を粥の仕上げに入れ、塩ひとつまみで出来上がりです。

是非お試しあれ。

前号でもお知らせいたしましたように、アメリカジョージア州の地域から発した人権に関する啓発活動です。具体的には発達障害を持つ方々に対して「みんなと同じようにこんな権利があるよ」と初めて権利というものを知って貰うところから進めた運動です。身近な生活に関連した26の権利としてまとめました。いつしかそれは普遍的であるとして、今では数か国語に訳されています。

Summary Chart of 26 Human Rights

1 「Respect」＝尊重・尊敬と辞書には出ています。人は互いに尊重されるという意味だと思います。自分には様々な権利があります。しかし、隣の人にも同じように同じ権利があることを知ってもらうことです。例えば、ヒューマンライツの事例では、このように話をしていたそうです。

「自分がして欲しいと思ったことと同じことを他人にしないで」と・・・ここから人は互いに繋がって作用することが分かり、「権利」を「個々人」のものであることを理解することが出来ました。

権利は個々人にあるものとして理解して上で、では自分の思いを表現してみようと次の段階に進めていきました。

このことは自分の思いを伝えたことがなかった人々にとって大きな第一歩になりました。

ここでは人権に限って課題としていますが、私は日本の文化的な視野に立って「尊厳・尊重」を考えてみました。日本は八百よろずの神の存在と大自然に畏怖を抱きつつ、その中で共存の生活を営んでいた国です。世界一過酷な自然環境の上立っていると言われていたそうです。

自然の恩恵と脅威の中では相互作用抜きには生きて行かれません。むしろ生かされていると感じた方が自然かもしれません。この環境が日本人の人生観にも表れ「生きとし生けるもの」として生あるものに敬意を持っていたように感じます。まさに「いただきます」「ごちそうさま」は生をいただく感謝なのですね。

人間も傲慢にはならず森羅万象の小さな一つの存在と考えるのも良いのではないのでしょうか。 大島祐子

会員募集中です。あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員 入会金 10,000円 会費 1,000円/月

賛助会員 入会金 なし 会費 3,000円/年

《連絡先》

特定非営利活動法人

ソーシャルネット南のかぜ事務局

〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18

Tel & Fax 042-379-8485

Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

URL: <http://minaminokaze-social.net/>

営業時間：10：00～16：00（土日祝日は除く）

